

令和8年7月1日

浦添市立小中学校保護者の皆様

浦添市教育委員会  
教育長 銘苺 健  
(公印省略)

浦添市立小中学校家族休暇制度の導入について

平素より本市教育委員会の事業運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて本市教育委員会では、子どもたちの平日の休暇取得制度を設け、家族と過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として、「浦添市立小中学校家族休暇制度」を導入することとなりました。  
本制度を利用した場合は、「出席停止・忌引き等」となり欠席にはなりません。  
つきましては、必要に応じてご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 導入日：令和8年9月1日
2. 対象：浦添市立小中学校児童生徒
3. 取得できる日数：年間3日まで（1日単位・分散取得可）
4. 取得日の取扱：出席停止・忌引き等（欠席にはなりません）
5. 取得できない日：
  - ①儀式的行事等：入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等
  - ②学校行事：運動会、各種発表会等
  - ③対外・宿泊を伴う活動：修学旅行、野外教育活動
  - ④その他：定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、各行事のリハーサル等がある場合はその日も含む※ 校長が認める日に限ります。
6. 届出：休暇取得日の1週間前までに所定の家族休暇取得申請書を学校に提出
7. 申請書：市及び学校のホームページよりダウンロードまたは学校で配布
8. その他：
  - ①休暇中の授業については保護者の判断により家庭内で補ってください。
  - ②本休暇は保護者の責任のもとで取得するものであるため、期間中は保護者により安全を確保する。学校の管理外となるため、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。



(浦添市 HP)

浦添市教育委員会 学校教育課  
TEL：098-876-1218